

笛吹市指名競争入札共通説明書

この笛吹市指名競争入札共通説明書(以下「共通説明書」という。)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条及び笛吹市建設工事等入札制度合理化対策要綱(平成18年笛吹市告示第78号。以下「要綱」という。)その他法令等に定めるものの規定に基づいて行う指名競争入札について適用する。

1. 入札に付する事項

指名競争入札通知書(以下「入札通知書」という。)に示すとおり。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

現に有効である笛吹市有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載されている者で、次の各号に示す要件をいずれも満たしている者。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく笛吹市(以下「市」という。)の入札参加制限を受けていない者。
- (2) 入札日に、笛吹市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領(平成16年笛吹市告示第129号)若しくは笛吹市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領(平成16年笛吹市告示第79号)(以下いずれも「入札参加資格停止等措置要領」という。)の規定に基づく入札参加資格停止期間中でない者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされている者にあつて、手続き開始決定後に競争入札参加資格の市長の再認定を受けている者はこの限りでない。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でない者。
- (5) 入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でない者。
- (6) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け、支払いが不可能になった者でない者、又は第三者の債権保全の請求が常態化したと認められる者でない者。
- (7) 入札日に、笛吹市に納税義務がある者にあつては、滞納がない者。又上・下水道使用者にあつては、使用料金の滞納もない者。

3. 入札・開札の日時及び場所

入札通知書に示すとおり。

4. 入札に付する内容を説明する日時及び場所

申請書等の作成説明会及び現場説明会は行わない。

5. 事業内容説明に関する事項

- (1) 設計図書等を示す場所は、指名通知した際に直接配布するか、指名通知した日から笛吹市ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載する。

事業者→入札・契約情報→入札公告・質問回答

(2) 指名通知を受けた者は、直接配布がない場合は、ダウンロードして使用すること。

(3) ダウンロード期間

入札通知書に示すとおり。(直接配布がない場合)

(4) 質疑応答

質問は、入札通知書で示された日時までに、契約担当へ、指定の様式(ホームページの「申請書ダウンロード」)を使用しEメールにより提出する。

回答は、入札通知書で示された日時までに、指名全業者にEメールにより回答する。

なお、質問のない者は、質問書の提出を要しない。

6. 提出書類

(1) 積算内訳書

参考資料として提出を求めるものであるが、提出しない場合は入札書を無効とする。提出については、入札通知書に記載された日時、提出場所に持参すること。

なお、開札後に再度入札を行う場合にあっては、積算内訳書の提出は不要とする。

(2) 入札書(「上記代理人」が表記されている様式)

(3) 入札・見積りの委任状(委任する場合)

(4) 再度入札用の入札書(予定価格を事前に公表しない場合)

7. 入札書・委任状の内容

(1) 入札書の日付は、入札年月日と同一であること(委任状は入札通知書を受領した日以降であれば入札日以前も可)。

(2) あて先は、「笛吹市長名」を記載する。

(3) 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名(市における入札・契約等に関し、権限委任されている場合は、その受任者職・氏名)、代表者印(市における入札・契約等に関し、権限委任されている場合は、その受任者印。これらは、入札・契約に使用する届出がされている印鑑。社印の登録がある場合は社印も)。

(4) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、代理人氏名を記載し、代理人使用印を押印すること。この場合、入札書と委任状の代理人氏名、代理人使用印は同一であること。

(5) 代理人が再度入札する場合は、入札書に代理人氏名、代理人使用印も(委任状は、1件の入札につき1枚が必要)。又入札書と委任状の代理人氏名、代理人使用印は同一であること。

(6) 入札書及び委任状に記載する入札・契約番号、事業名、工事(業務)名、工事(業務、納品)場所は、入札通知書に記載されているものと同一であること。

(7) 入札書に記載する入札金額は、税抜きであること。

8. 入札の執行

- (1) 予定価格を事前に公表した入札にあっては、入札の執行回数は1回とし、再度入札は行わないものとする。
- (2) 予定価格を事前に公表しない入札にあっては、再度入札は1回とし、再度入札の結果、最低入札価格と予定価格との差が相当あるときは、入札を不調とする。ただし、最低入札価格と予定価格との差が少額であるときは、随意契約を行うものとし、この見積り回数は2回までとする。
- (3) 無効・失格の入札あるいは入札辞退により、適正な入札参加者が1者もない場合は、直ちに当該入札を中止し、指名替え等の方法により新たに入札を行うものとする。又入札辞退により、適正な入札参加者が1者のみの場合は、直ちに当該入札を中止し、当該1者を残した上で他を指名替え等の方法により新たに入札を行うものとする。
- (4) 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書及び契約書案等に疑義があるときは、入札通知書で示した期限内に関係職員の説明を求めることができる。
- (5) 入札書は、指定した入札日時に、入札場所に、直接持参しなければならない。それ以外は認めない。
- (6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めない。
- (8) 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当者においてやむを得ないと認めたときは、郵便や宅配便等の配達を証明する方法により、提出することができる。

この場合においては、二重封筒で、表封筒に入札書在中と朱書し、中封筒に入札・契約番号、入札件名、入札日時を記載し、契約担当者あて親展で提出しなければならない。なお、入札日の前日までに到着しないものは、無効とする。
- (9) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (10) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (11) 入札参加者は、政令第167条の4の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

9. 再度入札

- (1) 予定価格を事前に公表しない入札で開札をした場合において、入札参加者全員の入札が予定価格の制限の範囲内の価格でないとき(最低制限価格を設けた場合)にあって

は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに、当該入札参加者による再度入札を行うものとする。

- (2) 再度入札は、初度の入札に参加しなかった者、または初度の入札が失格であった入札参加者は参加することはできない。最低制限価格を設けた場合にあっては、初度の入札が最低制限価格未満の入札参加者は参加することはできない。
- (3) 再度入札に参加する者は、初度の入札額未満の額で入札しなければならない。ただし、最低の入札額を公表した場合にあっては、当該入札額未満で入札しなければならない。
- (4) 最低制限価格を設けた場合にあっては、入札参加者全員の初度の入札が最低制限価格未満であったときは、その場での再度入札はせずに入札を不調とする。

10. 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届(別記様式)を契約担当者に直接持参し、又は郵送・配達便(入札日の前日までに到達するものに限る。)にて行う。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものではない。

11. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

12. 入札の延期又は中止

天災等の不可抗力や、入札参加者が連合し又は不穏な行動をなす場合等、やむを得ない理由や入札を公正に執行することができないと認めたときは、既に入札通知書に付した事項の変更、当該入札の延期又は中止をすることがある。

これらの場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は弁償の責任を負わないものとする。

13. 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がしたとき。
- (2) 入札に関して不正の行為があったとき。
- (3) 笛吹市財務規則第 154 条の適用がある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
- (4) 1 通の封筒に、2 枚以上の入札書が入っていたとき。
- (5) 金額が訂正されていたとき。
- (6) 金額がゼロ円のとき。
- (7) 入札金額の頭に「¥」マークの記入がないとき。
- (8) 記名押印を欠いていたとき。
- (9) 入札年月日の記載が指定されている場合にあつて、明らかに誤っているとき。
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- (11) 明らかに連合によると認められるとき。
- (12) 同一の入札で、資金的関係又は役員等人的関係(夫婦、親子及び兄弟姉妹の関係を含む)がある者が一緒に入札したとき。
- (13) 同一の入札で、中小企業等協同組合法に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒に入札したとき。
- (14) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (15) 同一の入札で、他人の代理人を兼ね又は 2 者以上の代理人をした者の入札。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したとき。

14. 開札の立会い

- (1) 開札には必ず立会うこととする。ただし、やむをえない理由により立会えない場合は、前もって開札に立会えない理由書(様式は問わない。)を提出するものとする。この理由書は、市長宛で、入札者の商号又は名称、代表者職氏名の記名押印(入札書と同一印)により、入札年月日、入札・契約番号、件名、開札に立会えない理由を記載すること。
- (2) 入札参加者が開札の立会いにいないときは、当該入札(開札)事務に関係のない職員を立会わせるものとする。
- (3) 入札参加者が、開札に立会えない理由書を提出せずに無断で開札に立会わなかった場合は、次回からの入札参加を制限することもある。
- (4) 開札時においては、係員の指示に従うこと。又開札会の秩序を乱し、他人に迷惑をかけたり、事務に支障をきたす原因となったり、妨害となるような行為をしないこと。これらに違反したときは退席させ、次回からの参加を制限したり、入札参加者にあつては、業務に関し不誠実な行為であり契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格停止措置を行うこともある。

15. 落札者の決定等

- (1) 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (2) 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するためあらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 売却及び貸付の場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。

16. 入札保証金等

- (1) 入札参加者は、入札執行前に見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- (2) 入札保証金等の取扱については、笛吹市入札保証金等取扱規程(平成21年笛吹市訓令第5号)及び笛吹市特定入札保証取扱試行要領(平成21年笛吹市告示第46号)を準用する。

17. 違約金

笛吹市財務規則、笛吹市各契約約款及び笛吹市建設工事執行規則等の規定による。

18. 契約保証金等

- (1) 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りでない。
- (2) 契約保証金等の取扱については、財務規則の規定による。

19. 入札保証金の振替

契約担当者において必要があると認める場合は、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、契約保証金若しくは契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。ただし、笛吹市特定入札保証取扱試行要領を準用した場合は振り替えることはできない。

20. 契約書等の提出

- (1) 契約書(契約金額が、100万円未満の場合は、請書とすることができる。)は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約書案を提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効

力を失う。

(3) 落札者は、議会の議決を要する契約にあつては、仮契約書の案を提出しなければならない。

(4) 議会の議決を要する契約にあつては、議会の議決があつたときに本契約が成立する。ただし、議会の議決を得られなかったときは、この契約は無効となり、発注者は損害賠償の責を負わない。

21. 費用の負担

入札に係る申請書等の作成、提出などに要する一切の費用は、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。また、契約に要する経費は落札者の負担とする。

22. 異議の申立て

入札した者は、入札後、この説明書、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

最終改正 平成 29 年 9 月 11 日